

☆☆ **新型コロナウイルス感染症ニュース** 第 42 号 2020.11.16 ☆☆☆

日増しに寒さが身にしみるようになってまいりましたが、会員の先生方におかれましては新型コロナウイルスの感染拡大で緊張感が増すなか日々診療にご尽力されていることと存じ上げます。

さて、**39 号**でご報告いたしましたが、医療団体からの寄付金、国の補助金を活用することにより医療機関がより少ない負担で**医療従事者に対する補償**を行うことができる「**新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度**」が創設され、現在加入**申し込みが開始**されましたので再度ご案内いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の概要

1) しくみ

医療機関が、日本医療機能評価機構を契約者とする専用の「**労働災害総合保険**」に加入することにより医療機関に**勤務する医療従事者**が業務上の事由により**新型コロナウイルス感染症に罹患し、政府労災保険等の認定**を受け休業 4 日を経過した場合に**休業補償保険金**を、死亡された場合に**死亡補償金**が支払われます。保険料は国や医療団体からの補助金を活用することにより、1,000 円またはゼロに負担軽減されます。**補償金（保険金）の請求手続きは医療機関が行います。**保険期間は一年間です。**加入には「都道府県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う医療機関」であることを証する書類（都道府県の指定通知書等）が必要となります。**

2) 補償の内容と補償金額

補償内容	補償金額
休業補償保険金（一時金）	20 万円
死亡補償保険金（一時金）	500 万円

3) 対象となる医療従事者（被用者）の範囲

- ◇ 政府労災保険等で給付の対象となるすべての**医療従事者（被用者）**が補償対象となります。
- ◇ 医療法人の**代表者、役員、個人事業主は政府労災保険の特別加入者**となり補償対象となります。

4) 補助金を充当した場合の医療機関の実質的な保険料負担

医療機関の種類	医療資格者		医療資格者以外
	国の補助対象者	国の補助対象者以外	
新型コロナ対応 医療機関 A	無料 国と医療団体の補助金充当		1,000 円
新型コロナ対応 医療機関 B	無料 国と医療団体の補助金充当	500 円 医療団体の補助金充当	1,000 円
	500 円 医療団体の補助金を充当		
上記以外の 医療機関	500 円 医療団体の補助金を充当		1,000 円

新型コロナウイルス感染症対応医療機関 A

- ① 都道府県が新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者の**入院受入れ**を割り当てた医療機関
- ② **帰国者・接触者外来**を設置する医療機関、**地域外来・検査センター**並びに都道府県から指定された**発熱患者等の診療又は検査**を行う医療機関

新型コロナウイルス感染症対応医療機関 B

- ③ 宿泊療養・自宅療養の**新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応**等に従事する医療資格者が勤務する医療機関
- ④ 地域外来・検査センターに**出務する医療資格者**が勤務する医療機関

5) 保険期間と募集期間（申込・入金締切）

募集期	保険期間	申込・入金締切
①	令和 2 年 12 月 1 日～令和 3 年 12 月 1 日	令和 2 年 11 月 25 日
②	令和 3 年 1 月 1 日～令和 4 年 1 月 1 日	令和 2 年 12 月 23 日
③	令和 3 年 2 月 1 日～令和 4 年 2 月 1 日	令和 3 年 1 月 25 日
④	令和 3 年 3 月 1 日～令和 4 年 3 月 1 日	令和 3 年 2 月 15 日

6) 加入手続き

加入手続きは、日本医療機能評価機構ホームページの「**新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度特設サイト**」からの手続きとなります。

<https://jcqhc.or.jp/w-comp>

7) 問合せ先

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度コールセンター（平日 10:00～17:00 土日祝除く）

TEL:0120-370-540

メール:shien2020@tmnf.jp

（文責:大和一美）

全医療機関の皆様へ

<https://www.sendai.miyagi.med.or.jp/coronavirus/flow.pdf>

発熱等の患者さんの診察に際しましては、日本医師会編集の「新型コロナウイルス感染症外来診療ガイド (http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20200610_5.pdf)」などを参考に**感染対策の徹底**をお願いいたします。インフルエンザについては**医師が総合的に判断した上で抗インフルエンザウイルス薬による治療の開始が必要と認める場合には、簡易迅速検査やPCR検査の実施は必須ではない**ことが日本医師会から通知されております。

また最近、「発熱等の患者さんのかかりつけ医への相談」と、「自院で診察できない場合、かかりつけ医が診療可能な医療機関を紹介」する制度が報道されております。しかし、現在**仙台市ではこれまでの体制に変更はなく、自院で対応が困難な場合はコールセンターへの相談が 24 時間対応で可能です**。また現時点で、発熱等対応できる医療機関も**公開の予定はありません**。今後**変更があれば速やかにご報告**いたします。

診察後に、新型コロナウイルスの**PCR 検査が必要と判断**したものの自院で検体採取ができない場合は、**保健所健康安全課内の受診調整班**へご依頼ください。さらなる**治療が必要と判断された場合は 2 次医療機関へ紹介等の手配**、特に自院**PCR 検査陽性例や新型コロナウイルス感染が強く疑われる場合**、その他の相談は、**帰国者接触者相談センター（各区保健福祉センター管理課）**へご連絡ください。（総務部;福壽岳雄）

PCR 等の行政検査の実施、陽性患者さん等の届け出について

PCR 等の検査を実施した場合は、保健所健康安全課へ検査実施人数等の届け出が必要です。**現在は FAX、メール**で報告とされておりますが、**近日中に G-MIS による報告**となる予定です。ただし、**検査陽性の患者さん、入院が必要な重症の感染疑い患者さん**については、**今後 HER-SYS による報告**が求められるようになる予定です。G-MIS、HER-SYS とともに体制が整い次第 ID・PW と、入力方法等の通知、入力困難な場合の対処について対象医療機関へ送付される予定です。（総務部;福壽岳雄）

仙台市医師会へのご意見・ご質問等は FAX、メールでお願いいたします。

FAX:022-267-5193

メール:sen-ishi@sendai.miyagi.med.or.jp